

これからの補助金制度の考え方 意見を募集



市では、これからの補助金制度の考え方について素案をまとめました。

この素案に対して意見を募集します。ご意見は、小平市ホームページからお寄せください。(送付、ファクシミリ可)。

募集期間 2月19日(金)～3月19日(金)

今後は、寄せられた意見を参考に、市補助金制度の考え方についてまとめ、補助金見直しの際の基準として「情報公開」および「個人情報保護」の2つの制度に

ていきます。

※素案は、市政資料コーナー(市役所1階)、財政課(市役所3階)、東部西部出張所で閲覧できます。また、小平市ホームページでもご覧いただけます。

問合せ 財政課(〒187-8701 小平市役所) ☎042(346)9504、FAX042(346)9513

小平市情報公開・個人情報保護審議会委員を募集

「情報公開」および「個人情報保護」の2つの制度に

ついて意見を伺い、また、諮問事項の審議をしていただくため、委員を募集します。

任期 平成22年4月1日から平成24年3月31日まで
※審議会は年2回程度で、平日に開催(初回は4月)を予定しています。

報酬 1万2千円(日額) 応募方法 3月1日(月)まで(必着)に、「わたし」が考える情報公開と個人情報保護をテーマにした作文(800字程度)に住所、氏名、性別、電話番号を記入のうえ、問合せ先へ(送付、ファクシミリ、電子メール可)

※選考は選考審査会で行い、結果を3月末までに全員に通知します。なお、応募原稿は、返却しません。

現在2グループ20人が活動員として登録をしています。身近な地域の美化を図るために、違反広告物除去活動員に加わりませんか。

※市が行う講習会を受講後、活動員として委任し、身分証と腕章、活動に必要な用具を貸与します。

※登録申請書は、みちづくり課、公民館、図書館、地域センターにあります。

問合せ みちづくり課 ☎042(346)9824

職種、採用予定人数 一般事務、1人

※勤務時間など、詳しくは募集要項をご覧ください。

提出書類 市販の履歴書(写真をはったもの)、小論文

※書類は返却しません。

平成22年4月採用嘱託職員を募集

募集要項の配布 2月21日(日)まで、多摩六都科学館(月曜日を除く)、政策課(市役所3階 平日のみ)で配布

申込み 2月9日(火)から21日(日)まで(月曜日を除く)の午前9時から午後5時までに、申込書類を問合せ先へ持参(送付不可)

問合せ 多摩六都科学館組合総務係(〒188-0014 西東京市芝久保町5-10)

多摩六都科学館組合 6982

預金保険制度をご存じですか

預金保険制度は、万が一金融機関が破たんした場合に、預金者等の保護や資金決済の履行の確保を図ることで信用秩序を維持するものです。

この制度では、当座預金や利息の付かない普通預金等は全額保護され、定期預金や利息の付く普通預金等は、預金者1人当たり、1金融機関ごとに合算され、元本1千万円までとその利息等が保護されます。

詳しくは、金融機関の窓口または預金保険機構へお問い合わせください。

問合せ 預金保険機構 ☎03(3212)6029

東京都 支援病院の研修 看護職員地域就業

東京都から委託を受けた病院が行う研修です。

対象 看護師、准看護師、保健師、助産師の免許を有し、近い将来就業を考慮している方

申込み 2月22日(月)までに、電話で南台病院看護部へ ☎042(341)7111

平成22年度 国民健康保険税の年金特別徴収(仮徴収)

平成22年度の国民健康保険税(国保税)について、一定の条件に該当する方は、4月以降、年金から天引きされる特別徴収(仮徴収)となります。

対象	仮徴収の方法
平成21年度の国保税が、すでに年金からの天引きとなっている方	平成22年2月の年金からの天引き額と同じ額を、4月・6月・8月の3回に渡って天引き
年金受給者で、平成21年度途中から国民健康保険に加入した65歳以上の方	平成21年度の国保税の12か月分相当額の6分の1の額を4月・6月・8月の3回に渡って天引き ※仮徴収開始の通知の送付あり。
年金受給者で、以前から国民健康保険に加入していて、平成21年度中に65歳になった方	※仮徴収開始の通知の送付あり。

※平成22年度中に75歳になる方は、仮徴収となりません。

対 象 左表のとおり
◆年金からの徴収を口座振替に変更できます
国保税の納付方法が年金からの天引き(特別徴収)となる一方で、口座振替に変更できます。



国民健康保険 高額療養費制度をご存知ですか

高額療養費制度は、被保険者の負担が多額とならないよう医療費が「自己負担

限度額」を超えた場合、その超えた額を高額療養費として、あとで国民健康保険から払い戻す制度です。

自己負担限度額は、年齢や所得状況などにより異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

70歳未満の方 一人でも同じ月内に同じ病院などに支払った一部負担金が、自己負担限度額を超えた場合、超えた金額が払い戻されます

70歳以上の方 入院により高額な医療費がかかった場合、「限度額適用認定証」を提示すると、医療機関の窓口での支払いが自己負担限度額で済みます。

高齢者・障がい者 市民税非課税世帯などに 住宅用火災警報器を支給

住宅用火災警報器の申請対象と持ち物

問合せ 介護福祉課 ☎042(346)9542



対象	持ち物
高齢者のみの世帯 次の条件をすべて満たす世帯 ・市内在住で、65歳以上の方のみ ・平成21年度の市民税が非課税 ・申請者または同居する方名義の家屋に居住している	・申請者の本人確認ができるもの(自動車運転免許証、介護保険被保険者証、身体障害者手帳ほか) ・本人または同居する方名義の家屋であることが確認できる書類(固定資産税納税通知書ほか) ・申請者の印鑑
障がいのある方がいる世帯 次の条件をすべて満たす世帯 ・市内在住で、次のいずれかの手帳の交付を受けている方がいる 身体障害者手帳1級または2級 愛の手帳1度または2度 精神保健福祉手帳1級 ・平成21年度の市民税が非課税 ・申請者または同居する方名義の家屋に居住している ・小平市高齢者住宅用火災警報器支給事業の対象ではない	